

子育てエコホーム支援事業

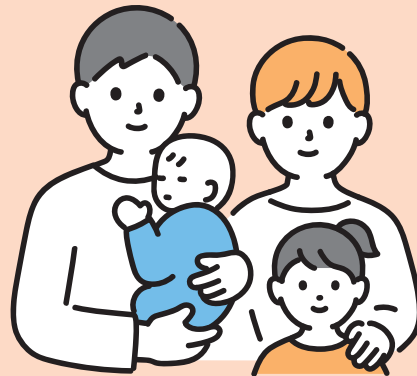
高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象

新築住宅

最大 **100** 万円

リフォーム

最大 **60** 万円



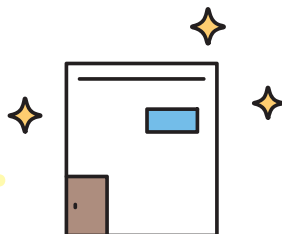
エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯※1・若者夫婦世帯※2 による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図ることを目的とした事業です。

- ※1 子育て世帯とは、申請時点において、子を有する世帯とする。子とは令和5年4月1日時点で18歳未満（平成17（2005）年4月2日以降出生）とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1日時点で18歳未満（平成16（2004）年4月2日以降出生）の子とする。
- ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦である世帯とする。若者夫婦とは令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下（昭和58（1983）年4月2日以降出生）とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下（昭和57（1982）年4月2日以降出生）の世帯とする。

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象となります

※令和5年11月2日以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り（交付申請までに事業者登録が必要）。

子育て世帯・
若者夫婦世帯による
住宅の新築

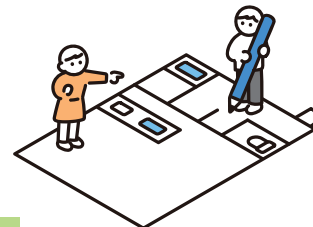


①長期優良住宅 … 最大 **100** 万円 / 戸

②ZEH住宅 … 最大 **80** 万円 / 戸

（強化外皮基準かつ再エネを除く
基準一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの）

住宅のリフォーム



対象：子育て世帯・若者夫婦世帯

- ・既存住宅を購入※1※2 し
リフォームを行う場合※3…最大 **60** 万円 / 戸
- ・長期優良住宅の認定
（増築・改築）を受ける場合※4…最大 **45** 万円 / 戸
- ・上記以外の
リフォームを行う場合※4…最大 **30** 万円 / 戸

対象：その他の世帯※5

- ・長期優良住宅の認定
（増築・改築）を受ける場合…最大 **30** 万円 / 戸
- ・上記以外の
リフォームを行う場合…最大 **20** 万円 / 戸

- ※1 売買契約額が100万円（税込）以上であることとします。
- ※2 令和5年11月2日以降に売買契約を締結したものに限り。
- ※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結する場合があります。
- ※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限り。
- ※5 法人、管理組合を含みます。



※2023年12月13日現在の内容になります。
子育てエコホーム支援事業の詳細・最新の情報は、
国土交通省 web サイトにてご確認ください。

新築：申請期限等（予定）

		令和5年 11月2日	令和6年 3月下旬	令和6年 12月31日	令和7年 3月31日	令和7年 7月31日	令和8年 4月30日	令和9年 2月28日
着工の時期	基礎工事より後の 工程の工事着手	基礎工事より後の工程の工事着手※1			遅くとも令和6年12月31日まで			
	※1 注文住宅の場合、工事請負契約後に行なわれる工事であること							
手続きの時期	事業者登録	令和6年 1月中旬 開始予定	事業者登録		遅くとも令和6年12月31日まで※2			
	補助金交付申請	令和6年 3月下旬	予約申請※3		予算上限に達するまで（遅くとも令和6年11月30日まで）※2			
		令和6年 3月下旬	交付申請※3		予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）※2			
	※2 お早めの申請をおすすめします。 ※3 交付申請を行い、交付決定されるには、 ①住宅の性能等を証明する証明書 ②出来高確認書の両方が必要となりますが、建物の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。							
補助金交付		補助金交付※4		※4 交付された補助金は建築主・購入者に還元する必要があります。				
完了報告		準備が整い 次第開始～		完了報告（戸建住宅）		令和7年7月31日まで		

リフォーム：申請期限等（予定）

		令和5年 11月2日	令和6年 3月下旬	令和6年 12月31日	令和7年 3月31日	
契約・着工の時期	既存住宅の購入	売買契約※1			遅くとも令和6年12月31日まで	
	※1 既存住宅購入による上限引き上げの場合、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限りです。					
工事着手	工事着手※2			遅くとも令和6年12月31日まで		
※2 工事請負契約後に行われる工事であること。						
手続きの時期	事業者登録	令和6年 1月中旬 開始予定	事業者登録		遅くとも令和6年12月31日まで※3	
	補助金交付申請	令和6年 3月下旬	予約申請※4		予算上限に達するまで（遅くとも令和6年11月30日まで）※3	
		令和6年 3月下旬	交付申請※4		予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）※3	
※3 お早めの申請をおすすめします。 ※4 交付申請を行い、交付決定されるには、工事の完了を確認できる書類が必要となりますが、工事の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内（リフォーム一括申請については9ヶ月以内）又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。						
補助金交付		補助金交付※5		※5 補助金は交付決定され次第交付されますが、交付された補助金は工事発注者に還元する必要があります。		

F P コーポレーション登録製品（予定）

【高性能パネル】F P 壁パネル、F P 床パネル、F P 遮断パネル、e s パネル

【汎用断熱ボード】ラクティーG p、ラクティーシルバー、壁用ラクティー、床用ラクティー

【住宅用パネル】ヘビーウォール 【屋根断熱パネル】H I P ルーフ 【付加断熱ボード】A S Q ボード

【リフォーム用ボード】リプラスボード（壁、外張り用、天井用、床用）